

各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課長
各振興局産業振興部建設指導課長 様
留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課長

建設部住宅局住宅課
課長補佐(住宅管理・家賃管理)

道営住宅におけるインターネット高速通信設備の設置に関する取扱いの簡素化等について

このことについては、平成15年4月16日付け住宅第103号などで通知しているところですが、昨今の新型コロナウイルス感染症対策として、回線開通工事の際の非対面化(無派遣工事化)を推進したい旨、電気通信事業者等から要望があったところです。

これまで道営住宅においては、北海道営住宅条例第22条第3項ただし書きの規定に基づき、同施行規則に定めるところにより申請を受付け、承認の際には、原状回復を求めていたところですが、インターネットの使用は日常生活に必要なライフラインとして定着している現状から、再利用されることを踏まえ、次のとおりインターネット回線設備の設置等に係る取扱いの簡素化等を図ることとしましたので通知します。

また、この旨指定管理者にも通知願います。

なお、平成15年4月6日付け事務連絡、平成18年1月30日付け事務連絡、平成22年3月4日付け事務連絡、平成22年6月11日付け事務連絡及び平成27年10月21日付け事務連絡は廃止します。

記

1 提供方式について

方式	概要	現状の取扱い
光配線方式 [集合住宅配線]	屋外から光ファイバーケーブルを既設通信用配管を通じて共用部MDF(主配線盤)に配線し、MDFから各住戸既設電話配管を使用して各住戸に新たに光コンセントを設置又は既存電話プレートから引き込み接続する。共用部MDF内若しくはMDF付近に「スプリッタ」を設置する。(共用部の電力使用はない。) ※住棟への引込みからMDFまでは共同の光ファイバーケーブル	○設置可 ○自治会からの申請に基づき承認 ○ <u>原状回復必要</u>
光配線方式 [個別配線]	屋外から光ファイバーケーブルを既設通信用配管を通じて共用部MDFを経由、又は直接、光コンセントから引き込み接続する。(共用部の電力使用はない。) ※住棟への引込みからMDFまでは単独の光ファイバーケーブル ※フレッツ光ファミリータイプなど主に戸建て住宅で利用するものが該当	○設置可 ○自治会及び入居者からの申請に基づき承認 ○ <u>原状回復必要</u>
VDSL方式	屋外から光ファイバーケーブルを既設通信用配管を通じて共用部に設置した「回線終端装置」及び「VDSL装置」を介して既存の電話配線で接続する。 (共用部からの電力供給が必要。)	○設置可 ○自治会からの申請に基づき承認 ○ <u>原状回復必要</u>
LAN配線方式	住棟内の既存通信用配管又は新設配管を使用し、LAN配線を共用部MDFから各住戸に引き込み接続する。 共用部には「回線終端装置」を設置する。(共用部からの電力供給が必要)	○設置不可 ※住棟内にLAN配線に必要な配管を設置する必要があるのであるため。

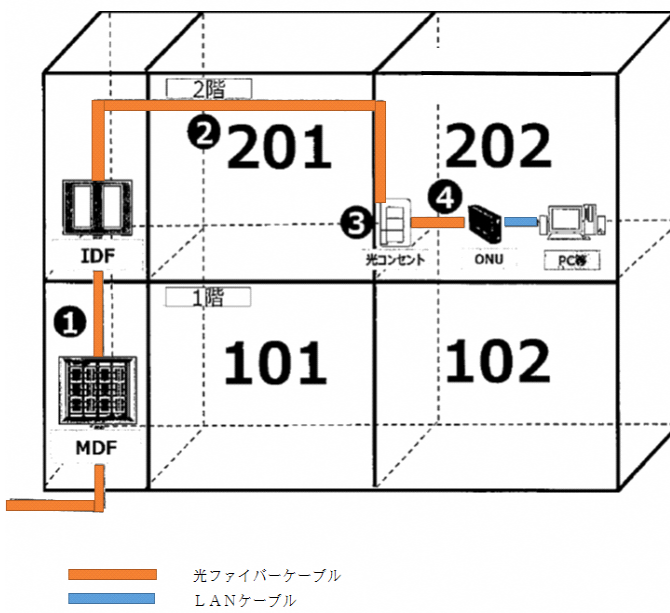
2 設置の条件

- (1) 共同生活や施設管理に支障を生じさせることなく、住棟内MDF室内等の共用部分に機器の設置が可能であること。
- (2) 光ファイバーケーブルの敷設は既設通信用配管を用いて行うこと。
- (3) MDF盤等の共用部への新設設置及び稼働にかかる建物等の改造工事については、原状回復が容易なものであること。
- (4) 緊急通報システムが設置してある住戸については、当該システムの使用に支障がないものであること。
- (5) 既設光回線設備を退去・解約時に残置を可とするが、他電気通信事業者への切替や改修工事により、支障となった場合は、無償で撤去及び原状回復を行うこと。

3 取扱いの簡素化及び原状回復の緩和

区分		変更前	変更後
申請	光配線方式 VDSL方式	<p>[申請者] 自治会等の長</p> <p>[申請様式] ・北海道営住宅条例施行規則別記第25号様式「北海道営住宅模様替・増築承認申請書」 ・配線計画図 ・確約書</p>	<p>[申請不要] ただし、住棟に新たに光回線設備を共用部に設置する場合及び個別配線方式の場合は、<u>その都度、届出が必要。</u></p> <p>[届出者] 電気通信事業者等</p> <p>[届出様式] ・別紙「北海道営住宅光回線開通工事届」</p> <p>[届出先] 指定管理者を通じて、各総合振興局等へ提出</p> <p>《変更理由》 ・インターネットの使用が一般的となっており、入居者間の理解も醸成されていると考えるため。 ・各振興局で取扱いが異なっており、事務を簡素化することで統一を図る。 ・新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークなどが主流となってきていることへの対応が必要</p>
	個別配線方式	<p>[申請者] 自治会等の長 当該入居者</p> <p>[申請様式] ○自治会等の長 ・北海道営住宅条例施行規則別記第25号様式「北海道営住宅模様替・増築承認申請書」 ・配線計画図 ・確約書 ○当該入居者 ・北海道営住宅条例施行規則別記第25号様式「北海道営住宅模様替・増築承認申請書」 ※自治会等の長の記名押印が必要</p>	<p>[原状回復不要] 共用部MDFから住戸内光コンセント間の光ファイバーケーブル及び住戸内光コンセントの撤去不要 ※詳細は次項参照</p> <p>《変更理由》 ・次回入居者の再利用が見込まれることや新型コロナウイルス感染症対策としての工事の非対面化が図られる。</p>
撤去	光配線方式 個別配線方式 VDSL方式	<p>[入居者] ・電気通信事業が共用部MDFから住戸内光コンセント間の光ファイバーケーブル及び住戸内光コンセントの撤去 ・撤去にかかる費用は入居者負担 ・原状回復義務が原則</p>	<p>[原状回復不要] 共用部MDFから住戸内光コンセント間の光ファイバーケーブル及び住戸内光コンセントの撤去不要 ※詳細は次項参照</p> <p>《変更理由》 ・次回入居者の再利用が見込まれることや新型コロナウイルス感染症対策としての工事の非対面化が図られる。</p>

4 撤去にかかる光回線構成図（マンションタイプ）



〈退去・解約時の撤去範囲〉

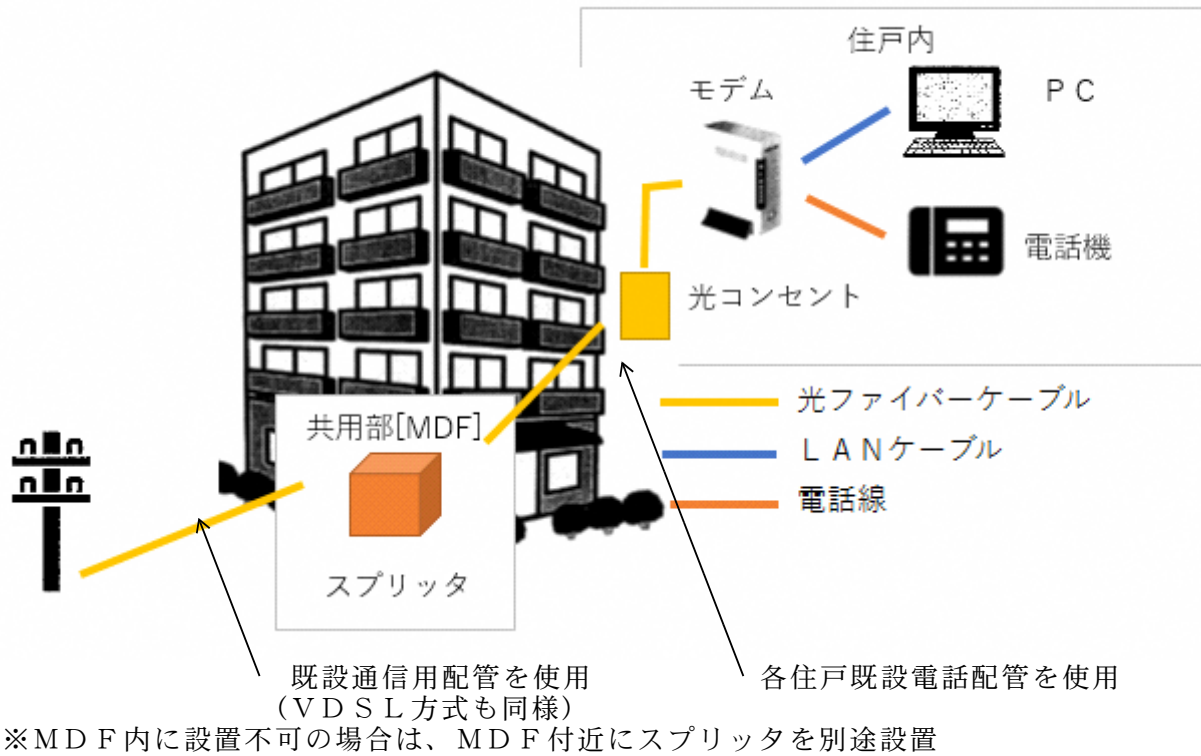
変更前	原状回復ため、①～④までの光ケーブルを撤去
変更後	④の光コンセントからONU（モデム）間（ONUも含む。）は入居者が撤去する。 ①～③の区間を残置し、次回入居者の再利用を可とする。 ただし、他電気通信事業者等への切替や改修工事により、支障となった場合は、無償で撤去及び原状回復を行う。

5 適用開始
通知の日から

（住宅管理係）

【参考資料】

《光配線方式》



《VDSL方式》

